

## バリアフリー条例運用調整会議での主な意見（抜粋）

### 1 バリアフリー条例運用調整会議について

出席者：神奈川県土木事務所みんなのバリアフリー街づくり条例主管課、  
神奈川県保健福祉事務所みんなのバリアフリー街づくり条例主管課、  
みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく事務を委任している市主管課（特定行政庁）、  
神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課、  
神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課

### 2 バリアフリー条例運用調整会議での主な意見

#### （1） 視覚障害者用設備について

- ・ 点字ブロック等は、高齢者施設の場合には、つまずきの原因になるため設置しないケースがある。
- ・ 誘導ブロックについて病院（特に、産婦人科）、老人施設については、凹凸があることで、つまずきやすいなど、敷設することで、危険なケースがあるため利用者、施設によって敷設範囲を最小限にするなどの緩和措置が必要と思われる。
- ・ 保育所の誘導ブロック、点字の敷設、設置箇所を見直すべきだと思われる。
- ・ 幼児を対象とする施設は、設置除外とする。（転倒の危険あり）但し、代替措置(人的対応を含め)の対応も検討する。（以上再掲）
- ・ 小規模の自治会館では、砂利敷きを行うため、誘導ブロックを舗装しないというケースが多い。
- ・ 手すり部分に点字を付けられず、不適合になった案件がある。

#### （2） 便所について

- ・ みんなのトイレの利用集中の問題がある。ただ「みんなのトイレ」を一つ整備するのではなく、機能別にトイレをいくつか整備すべき。
- ・ 施設により必要なトイレの設置基準を別にしてはどうか。（車いす用・乳幼児用・オストメイト）
- ・ みんなのトイレは整備されるケースは多いが、その場合でも施設現状や費用面等から、みんなのトイレ以外のトイレまで整備されていないことが多く、不適合の原因のひとつとなっている。事業者に対し過度の負担となっていないか見直しの検討が必要ではないかと考える。

- ・ オストメイトの利用者は利用に時間がかかるため、機能分散の趣旨でみんなのトイレ以外のトイレにオストメイトの機能をつけるという例があった。
- ・ みんなのトイレの利用集中の問題がある。ただ「みんなのトイレ」を一つ整備するのではなく、機能別にトイレをいくつか整備すべき。（以上再掲）
- ・ 最近、面積が 200 m<sup>2</sup>もないような自治会館（公民館）の建築が多い。自治会館自体は条例上、「集会場」の区分になり、全ての面積が条例の対象になる。200 m<sup>2</sup>程度しかない建物に、「みんなのトイレ」を整備するとなると、スペース的に厳しいといわれることが多い。  
ただ、担当としては、自治会館は高齢者の利用が多く、「みんなのトイレ」がないと困るだろうなと思う。
- ・ 保育園の場合、トイレの利用者は園児か、送迎を行う保護者用である。みんなのトイレ自体の要求が過剰なのではないか。
- ・ 「みんなのトイレ以外のトイレ」を整備することが難しく、「みんなのトイレ」を2つ整備した事例がある。

### （3） エレベーターについて

- ・ これ以上の強化は事業者の負担になると思われる。
- ・ 必要な台数については、事業者が検討することではないか。

（以上再掲）

### （4） その他

- ・ 条例上、「適合」か「不適合」かの2つしかなく、1項目でも基準に適合しない場合、「不適合」の扱いになる。不適合の場合にも事業者のモチベーションが上がるような仕組みを作るべき。現在、事業者にとって、「但し書き適用」というのは何のメリットもないため、「但し書き適用」を目指すというインセンティブがない状況。
- ・ 但し書き適用を増やすとなった場合、審査側の負担が増えることになる

## 結論

事務局が提示した案については、「小規模施設内にみんなのトイレのスペースの確保が難しい」ことや、「但し書き運用の場合の履行担保」など、いくつか意見があったものの、概ね了解を得られた。